

目黒区消費者団体の自主学習に対する助成要綱

平成15年4月1日付け目消セ第2号決定
平成22年8月25日付け目区産第2054号決定
平成23年4月1日付け目区産第5123号決定
平成26年3月12日付け目区産第4417号決定
令和3年3月31日付け目区産第4533号決定

(目的)

第1条 この要綱は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）及び目黒区消費生活基本条例の趣旨に基づき、消費者団体（以下「団体」という。）が実施する自主学習に係る経費の一部を助成することにより、学習活動を促進することを目的とする。

(助成対象の資格)

第2条 助成の対象は、次に掲げる要件を備え、消費者としての資質の向上を図る健全な学習を行う団体とする。

- (1) 構成員が5人以上で、かつ、その半数以上が区内在住者、区内在勤者又は区内在学者であること。
- (2) 希望者の団体への加入及び組織運営が公正に行われていること。
- (3) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- (4) 当該自主学習に対して、同様の助成を他から受けていないこと。

(助成の内容)

第3条 助成の額は、自主学習に係る講師謝礼金に相当する額とし、1団体1回につき2万3千円を限度として、原則として年度内に2回までとする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする団体の代表者は、学習テーマその他必要な事項を記載した自主学習助成申請書（別記第1号様式）を、原則として自主学習の実施予定日の2週間前までに区長に提出するものとする。

(助成の決定及び通知)

第5条 区長は、自主学習助成申請書の内容を審査し、承認する場合は自主学習助成承認書（別記第2号様式）により、承認しない場合は自主学習助成不承認通知書（別記第3号様式）により、申請者あて通知するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 助成の承認を受けた団体の代表者は、申請内容に変更が生じた場合、又は申請した自主学習を中止する場合は、直ちに自主学習助成変更・中止届（別記第4号様式）を区長に提出するものとする。

(報告書等の提出)

第7条 助成を受けた団体の代表者は、当該学習の終了後7日以内に、自主学習成果報告書（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

(その他)

第8条 区長は、必要があると認めるときは、職員をして、助成の対象となった団体の自主学習に立ち合わせることができる。

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年8月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

自主学習助成申請書

年 月 日

目黒区長あて

団体名

代表者名

住所 〒 -

電話番号 ()

下記の通り学習会の助成を申請いたします。

記

実施日	年 月 日 ()		
時間	午前・午後	時 分	～ 午前・午後 時 分
会場			
テーマ	学習課題	実習(有・無)	
	内容とねらい		
講師	氏名	職業:	
	住所 〒 -	資格等:	
助成希望金額		円	講師謝礼金
			円
参加予定人数	人	他からの助成の有無	有 ・ 無

消費生活センター利用団体登録をしていないグループは、裏面にもご記入ください。

消費生活センター利用団体登録をしていないグループは、以下の事項を確認の上、ご署名ください。

私たちの団体は、次の事項を申し立てたうえで、目黒区消費者団体の自主学習に対する助成制度の申請をいたします。

- (1) 消費生活の安全及び向上を図ることを目的とした自主学習であること。
- (2) 参加者が5名以上で、かつ、その半数以上が区内在住者、区内在勤者又は区内在学者であること。
- (3) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- (4) 希望者の団体への加入及び組織運営が公正に行われていること。
- (5) 今回の学習活動は、他団体より同様の助成を受けていないこと。

以上相違ありません

グループ名： _____ 代表者名： _____

様

目黒区長 青木 英二

自主学習助成承認書

令和 年 月 日付で、助成申請があった自主学習『 月 日（ ）
テーマ「 』については、目黒区
消費者団体の自主学習に対する助成要綱第5条の規定により、下記の通り承認します。

記

- 1 助成内容 講師に対する謝礼
- 2 助成金額 ¥ -（税込み）
- 3 成果報告書の提出
実施にあたっては、消費者団体の自主学習に対する助成要綱に従い、自主学習終了後7日以内に「自主学習成果報告書」を提出してください。
- 4 申請内容の変更あるいは中止等
自主学習の変更・中止等をする場合は、あらかじめ連絡のうえ「自主学習助成変更・中止届」を提出してください。
- 5 その他
 - (1) この交付金に関しては、区の監査委員又は外部監査人の監査を受けることがあります。
 - (2) この交付金に関しては、地方自治法第221条第2項の規定に基づき、補助事業等の状況報告等を求めることがあります。

以 上

目黒区産第 号
令和 年 月 日

様

目黒区長 青木 英二

自主学習助成不承認通知書

令和 年 月 日付で、申請があった自主学習助成については、下記の理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

理 由

自主学習助成変更・中止届

年 月 日

目黒区長あて

団 体 名

代 表 者 名

年 月 日付け 第 号により承認のあった自主学習
の助成について下記のとおり変更・中止しました。

記

実 施 日	年 月 日 ()		
時 間	午前・午後	時 分	～ 午前・午後 時 分
会 場			
テ ー マ	学 習 課 題		実 習 (有 ・ 無)
	内 容 と ね ら い		
講 師	氏 名		[職 業 : 資 格 等 :]
	住 所 〒		
助成希望金額	円	講師謝礼金額	円
備 考			

※ 変更項目に○をして、変更後の内容のみ記入してください。

成果または感想

領収書等添付欄